

# 春の叙勲、危険業務従事者叙勲、褒章

## 【叙勲】

◎旭日双光章

\*中小企業振興功労

平畑文興さん(昭島市商工会  
会長)

◎瑞宝双光章

\*教育功労

若松安子さん(田中町)

## 【危険業務従事者叙勲】

◎瑞宝双光章

\*防衛功労

増田嗣義さん(朝日町)

◎瑞宝単光章

\*消防功労

伊藤勇一さん(昭和町)

\*警察功労

渡邊達久さん(美堀町)

## 【褒章】

◎藍綬褒章

\*消防功績

小山雅生さん(拝島町)

\*更生保護功績

山本矩正さん(田中町)

## 子宮頸がん検診 指定医療機関を変更

「広報あきしま」5月1日号、及び、春の健診特集号でお知らせした子宮頸がん検診の指定医療機関のうち、昭和医院産婦人科(玉川町2丁目)が6月末をもって閉院することとなりました。

これに伴い、平成30年度の指定医療機関は次のとおりとなりますので、ご注意ください。

◇指定医療機関

\*マタニティークリニック小島医院  
(朝日町4丁目) ☎541-0020

\*石原レディースクリニック(昭和町3丁目) ☎545-9022

☆詳しくは、健康係(あいぽつく内) ☎544-5126へ。

## 国民年金保険料の納付が困難な方へ 免除・納付猶予の制度をご利用ください

### 免除・納付猶予制度とは

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、免除または猶予される制度があります。

免除や猶予を受けないまま保険料を納めずにいると、障害のある状態になったり死亡したりした場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがありますので、ぜひこの制度をご利用ください。

### ●免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が免除されます(要件あり)。

免除期間は、老齢基礎年金受給資格期間に算入されませんが、将来受け取る年金額は、保険料を全額納付した場合に比べて少なくなります。

免除には、保険料の全額が免除される「主額免除」と、保険料の一部が免除され、残りの保険料を納付する「一部免除」があります。

ます。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

一部免除の承認を受けた方は、後日、年金事務所から送付される一部免除額用の納付書で、指定の保険料を納めてください。納めないと未納扱いになりますので、注意してください。

### ●納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます(要件あり)。

猶予期間は、老齢基礎年金受給資格期間に算入されますが、将来受け取る年金額の計算には反映されません。

### ●保険料の追納

追納とは、免除・猶予期間から10年以内であれば、希望により後から保険料を納付できる制度です。

追納した期間は、全額納付した期間と同じ扱いになります。ただし、免除・猶予期間の翌

年度から起算して3年度目以降(30年4月～31年3月分であれば33年4月以降)に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が、当時の保険料額に上乗せされます。

### 申請の受け付けは7月2日から

今年度分(30年7月～31年6月)の免除または納付猶予を希望する方は、7月2日以降に市役所年金係または東部出張所で申請してください。後日、年金事務所から結果通知が届きます。

昨年度分(29年7月～30年6月分)については全額免除または納付猶予の承認を受け、既に継続を希望した方は、申請する必要はありません。

申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請できます。ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

### ●問い合わせ先

\*申請書の提出 市役所年金係  
\*免除・猶予の承認、納付書の送付、追納の申し込み 立川年金事務所 ☎042-1523-0352 へ。